

委 託 仕 様 書

業 務 名 : 天瀬ポンプ場ほか活性炭取替業務委託
履 行 場 所 : 岡山市北区京橋南町1番10号ほか
履 行 期 間 : 契約締結の日 から 令和 9 年 3 月 26日

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は、現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 課税事業者届 | 1部 |
| 2. 委託業務着手届 | 1部 |
| 3. 工程表 | 1部 |
| 4. 業務主任技術者届 | 1部 |
| 5. 業務責任者届 | 1部 |
| 6. 下請負通知書 | 1部 |
| 7. 現場写真 (A4カラー・工程毎) | 1部 |
| 8. 委託報告書 | 1部 |
| 9. 委託業務完了通知書 | 1部 |
| 10. その他監督員の指示する書類 | 1式 |

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意すること。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。また、業務履行にあたり、監督員と事前打合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第 7 条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった処置の内容は、遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第 8 条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第 9 条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し、監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第 10 条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第 11 条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第 12 条 別契約の関連作業 [工事、修繕、委託等] については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第 13 条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は、貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第 14 条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等か同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS 等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには、十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第 15 条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理し、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内にて分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(石綿含有建材の事前調査及び報告)

第 16 条 1. 受託者は、本業務の対象となる建設・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については、同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
3. 石綿事前調査は、別表1のとおり環境省で定める有資格者により調査を行うこと。
4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検査)

第 17 条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概要

(委託概要)

第 1 条 本業務は、天瀬ポンプ場ほかの近隣への臭気拡散の抑制を行うため、脱臭装置の活性炭の取替を行うものである。

(対象機器)

第 2 条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。

- 1. 天瀬ポンプ場脱臭装置
岡山市北区京橋南町 1 番 1 0 号

(1) 酸性ガス用	590	kg
(2) 塩基性ガス用	1,205	kg
(3) 中性ガス用	1,140	kg

- 2. 巖井ポンプ場脱臭装置
岡山市北区富町二丁目 6 番 3 0 号

(1) 酸性ガス用	900	kg
(2) 塩基性ガス用	2,130	kg
(3) 中性ガス用	1,610	kg

(業務内容)

第 3 条 本業務の内容は下記のとおりとする。

○ 作業手順等

- 1. カートリッジ内の活性炭取出 (全量)
※ 使用済み活性炭は、受託者により引取り、メーカーにて再利用する等し、適切に処理すること。
- 2. 本体内部の清掃及びミストセパレーターの清掃
- 3. パッキンの交換
- 4. 再生炭の投入
- 5. カートリッジ格納及び復旧

○ 荷姿

フレコンバッグ又は、10kg ~ 20kgの袋詰めとすること。
 フレコンバッグ : 計量証明書の提出により数量を確認
 袋詰め品 : 袋数により数量を確認する。
 ※監督員の確認後、カートリッジに充填すること。

○ 活性炭の性能

	中性ガス用	塩基性ガス用	酸性ガス用
形状・色	黒色・円柱状または本市監督員の承諾を受けた色・形状		
硫化メチル 吸着力5ppm (%)	4.0 以上		
アンモニア 吸着力5ppm (%)		7.0 以上	
硫化水素 吸着力5ppm (%)			30.0 以上
充填密度 (g/mL)	0.45~0.55	0.47~0.55	0.44~0.5
硬度 (%)	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
粒度 4~6Me (%)	95.0 以上	95.0 以上	95.0 以上
乾燥減量 (%)	5.0 以下	10.0 以下	10.0 以下

- パッキン交換
活性炭カートリッジ、ミストセパレーター等のパッキン交換 一式
- 清掃
脱臭装置及びミストセパレーターの洗浄 一式
- 酸素・硫化水素濃度の測定と記録
活性炭吸着塔装置等での作業前に、酸素・硫化水素の濃度測定を行うこと。
測定の記録については、報告書に記載すること。
※必要に応じて、換気設備等を設置し、安全を確認した上で作業を開始すること。

(施工上の注意)

- 第 4 条 受託者は、本業務施工に際して、以下の点に注意すること。
1. 現場施工に際し、監督員と打合せ等を行い、施設の運転に支障が出ないようにすること。
 2. 施工に伴い発生した廃棄物については、法を遵守して処分すること。
 3. 重機による機器等の搬入がある場合は、日時や進入経路を事前に監督員に連絡すること。
 4. 本仕様書に特に明記していない事項であっても、当然必要と見なされる事項（工具、雑材料等含）については、すべての受託者の負担と責任において対応すること。